

鳥取市補助金カルテ

NO.	289	担当課	交通政策課	外線	0857-30-8326
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	バス運行対策費鳥取市補助金				
概要	市民の生活交通を維持確保するため、生活交通路線として必要なバス路線のうち、広域的・幹線的なバス路線のバス運行事業者に対する補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2404）交通ネットワークの充実				
創設年度	H13	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	交通対策費															
歳出事業名	地方バス路線維持対策補助金																			
R 7 予算	122,538千円																			
R 7 予算 積算根拠	・日ノ丸自動車（5系統）105,905千円 ・日本交通（3系統）16,633千円			<table><tr><td>過去実績</td><td>件数</td><td>決算額 (千円)</td></tr><tr><td>R 6 (見込)</td><td>2</td><td>117,720</td></tr><tr><td>R 5</td><td>2</td><td>95,545</td></tr><tr><td>R 4</td><td>2</td><td>85,835</td></tr><tr><td>R 3</td><td>2</td><td>93,830</td></tr></table>		過去実績	件数	決算額 (千円)	R 6 (見込)	2	117,720	R 5	2	95,545	R 4	2	85,835	R 3	2	93,830
過去実績	件数	決算額 (千円)																		
R 6 (見込)	2	117,720																		
R 5	2	95,545																		
R 4	2	85,835																		
R 3	2	93,830																		
補助率・補助額	要綱に掲げる算定方法による			上限額	設定なし															
特定財源	県費																			

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	乗合バス事業者
交付要件	乗合バス事業者であって、鳥取県知事が地域協議会の結果に基づいて定める一定の要件の下で、最も少ない県補助金交付要綱による補助金で生活交通路線を運行するものとして選定されたもの。
対象経費	要綱別表に掲げる経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6 市民の日常生活の維持および地域の福祉の向上に資するために、生活に必要不可欠なバスの運行を維持する必要がある。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	290	担当課	交通政策課	外線	0857-30-8326
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市高齢者等公共交通利用支援事業費補助金				
概要	65歳以上の高齢者や運転免許証返納者を対象に、路線バス定期券の割引販売を行う事業者に対する補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2404）交通ネットワークの充実				
創設年度	R2	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	交通対策費		
歳出事業名	高齢者等公共交通利用支援事業費						
R 7 予算	17,195千円			過去実績	件数	決算額 (千円)	
R 7 予算 積算根拠	過去実績より積算。			R 6 (見込)	1891	16,779	
				R 5	1948	17,259	
				R 4	1936	17,180	
				R 3	1933	17,340	
補助率・補助額		割引を行った額		上限額	設定なし		
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)						

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	路線バス事業者
交付要件	65歳以上の高齢者及び運転免許証返納者を対象とした、路線バス定期券を正規の価格の5割引で販売する路線バス事業者
対象経費	補助対象者が路線バス定期券の割引を行った額
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	定期券の購入申込書の控えを確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				3
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	291	担当課	交通政策課	外線	0857-30-8326
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市生活交通確保対策事業補助金				
概要	バス路線の維持が困難な地域において、地域住民の生活交通の確保を図る事業（バス代替タクシー、乗合タクシー等）に対する補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2404）交通ネットワークの充実				
創設年度	H13	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	交通対策費	
歳出事業名	バス代替タクシー運賃補助金					
R 7 予算	32,594千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 7 予算 積算根拠	対象経費（運行経費又はタクシー運賃から運行収入を差し引いた額）×10/10 ・雨滝上地線 6,465千円 ・吉岡洞谷線 54千円 ・西郷線 13,466千円 ・神戸線 12,610千円			R 6 (見込)	4	31,834
				R 5	4	33,134
				R 4	4	23,105
				R 3	3	19,263
				補助率・補助額		
特定財源			県費, その他(地方債、諸収入等)			

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	タクシー事業者
交付要件	道路運送法第3条第1号の一般旅客自動車輸送事業を営業者
対象経費	タクシー運賃から路線バス運賃相当額及びその他補助金額に相当する額を差し引いた額
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6 交通空白地において地域住民の交通手段を確保し、もって地域の福祉の向上に資しているため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	292	担当課	交通政策課	外線	0857-30-8326
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市交通空白地有償運送者支援事業費補助金				
概要	NPO法人等が実施する公共交通空白地有償運送事業に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2404）交通ネットワークの充実				
創設年度	H20	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	交通対策費
歳出事業名	地域主体型生活交通確保支援事業費				
R7予算	40,774千円				
R7予算 積算根拠	7団体 対象経費 40,774千円×10/10			過去実績	件数 決算額 (千円)
				R6 (見込)	7 38,175
				R5	7 37,441
				R4	7 27,502
				R3	6 23,782
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし
特定財源	県費, その他(地方債、諸収入等)				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市交通空白地有償運送事業を実施するNPO等				
交付要件	・補助事業を実施する意欲と能力を有すること。・概ね地区公民館の区域以上の範囲で補助事業を実施できること。・路線バスやJR等との接続に配慮しながら補助事業を実施できること。・週2日以上かつ1日2便以上の運行が見込まれること。・車両等設備事業は、交付決定を受けた日から5年間は、交通空白地有償運送事業の継続が見込まれること。				
対象経費	交通空白地有償運送の補助対象路線ごとに、営業費用から営業収益を差し引いて得た額の合計額、交通空白地有償運送に用いる車両等設備の購入費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	×
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				4
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-4、2-6 交通空白地において地域住民の交通手段を確保し、もって地域の福祉の向上に資しているため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	補助率や補助上限を設けるなど、適宜、補助内容の見直しを検討する
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助対象経費に人件費が含まれている。

鳥取市補助金カルテ

NO.	293	担当課	交通政策課	外線	0857-30-8326
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市高校生等通学費助成事業補助金				
概要	高等学校等へ公共交通機関を利用して通学する学生の通学費を補助。				
補助金区分	個人に対する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2404）交通ネットワークの充実				
創設年度	R2	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	交通対策費	
歳出事業名	学生等公共交通利用促進支援事業費					
R 7 予算	6,401千円					
R 7 予算 積算根拠	過去実績より積算。			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 6 (見込)	341	6,724
				R 5	309	6,185
				R 4	284	5,510
				R 3	238	4,665
補助率・補助額	1月あたり7,000円を控除した額			上限額	設定なし	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった個人
交付要件	次に掲げるすべてを満たす高校生等の保護者であって鳥取市に住所を有する者。(1) 高等学校等への通学にあたり、公共交通機関を利用し、かつ、当該公共交通機関の利用について通学定期券を使用していること。(2) 高等学校等の在籍期間が、補助金の交付の申請を行う日の属する年度において修業年限を超えていないこと。
対象経費	通学費
精算方法	事業完了後に申請するため、精算しない（申請時に実績等を確認）。
実績確認	購入した定期券の写しを申請書に添付させ確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				3
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6 県補助要綱を基にしているため。（間接補助） 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	4-1 高等学校等在学中の通学費のため、2回以上同額になる場合がある。

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	294	担当課	交通政策課	外線	0857-30-8326
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取港振興会補助金				
概要	鳥取港振興会が行う鳥取港の利用を促進するための活動に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2404）交通ネットワークの充実				
創設年度	H13	終期	R8年度までに効果検証のうえ継続の有無を検討		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	土木費	項	港湾費	目	港湾総務費		
歳出事業名	鳥取港振興会対策費						
R7予算	11,823千円						
R7予算 積算根拠	・外国貿易促進事業 2,600千円×1/2 ・クルーズ船誘致事業 17,398千円×1/2 ・事務局運営費(事務費等) 3,648千円×1/2				過去実績	件数	決算額 (千円)
					R6 (見込)	1	2,920
					R5	1	5,824
					R4	1	4,230
					R3	1	1,610
補助率・補助額	2分の1				上限額	設定なし	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)						

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取港振興会		
交付要件	鳥取港振興会		
対象経費	国内及び海外で企業を対象に鳥取港のポートセールスを行う事業、情報収集及び調査研究並びに要望活動事業、広告宣伝事業、民間企業、関係団体等と懇談会を開催する事業、前各号に掲げる事業の実施に伴う事務局運営		
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。		
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。		

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	×
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	鳥取港振興会は、鳥取港の利用を促進するための活動を支援するため、県と市が共同で運営。

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	295	担当課	交通政策課	外線	0857-30-8326
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取港活性化振興補助金				
概要	鳥取・賀露みなとオアシスの運営者が行う鳥取港周辺の観光振興及び地域振興のための活動に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2404）交通ネットワークの充実				
創設年度	H16	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	土木費	項	港湾費	目	港湾総務費	
歳出事業名	鳥取港活性化振興費					
R7予算	582千円					
R7予算 積算根拠	過去実績より積算。			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	1	582
				R5	1	582
				R4	1	421
				R3	1	582
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった事業者				
交付要件	みなとオアシス運営要綱（平成29年2月国土交通省港湾局）第4条の規定に基づく、鳥取・賀露みなとオアシスの運営者				
対象経費	謝金、旅費、会場借上料、会場整備費等物件費、雑役務費、広告宣伝費、消耗品費、委託費 その他市長が特に必要と認める経費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	×
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				4
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	国交省の認定を受ける鳥取・賀露みなとオアシスの運営者の活動支援を目的とする補助金であり、継続的な運営者の確保ために10分の10の補助率が必要。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	国交省の認定を受ける鳥取・賀露みなとオアシスの運営者としての活動支援を目的とする補助金であるため。

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	296	担当課	交通政策課	外線	0857-30-8326
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市共創型交通モデル推進事業費補助金				
概要	持続可能な地域交通の確保に向け、複数の主体が連携して行う交通サービスの実証運行に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2404）交通ネットワークの充実				
創設年度	R5	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	交通対策費
歳出事業名	共創型交通モデル事業費				
R7予算	9,500千円				
R7予算 積算根拠	共創型モデル補助金 対象経費 9,500千円（事業費 57,000千円から国・県補助を除いた額）×10/10			過去実績	件数 決算額 (千円)
				R6 (見込)	1 24,519
				R5	1 6,939
				R4	0 0
				R3	0 0
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし
特定財源	なし（一般財源、基金繰入のみ）				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	とっとり共創型交通協議会				
交付要件	鳥取市内の複数の交通事業者が参画する組織・団体であること。 鳥取市内の交通事業者及び他分野の事業者が参画する組織・団体であること				
対象経費	補助事業の実施に必要となる経費のうち、国庫補助金及び県補助金充当分を除く経費。ただし、収益を得る事業の場合は補助対象経費から収益を差し引いて得た額の合計額とする				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	×
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	×
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				5
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-4、2-6 持続可能な地域交通の確保・活性化を図り、住民の福祉の向上や地域経済の活性化に資する事業のため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	持続可能な地域交通の確保・活性化を図り、住民の福祉の向上や地域経済の活性化に資する事業のため県市で事務局を担うこととしている。

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	民間事業者が事業収入のみで運行できるような体制づくりを行うなど自走できる仕組みを検討していく。
審査／行財政改革課	適切
意見	補助対象経費に人件費が含まれている。

鳥取市補助金カルテ

NO.	297	担当課	交通政策課	外線	0857-30-8326
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市地域内フィーダー系統確保維持補助金				
概要	乗合タクシー米里線の運行費を助成する。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2404）交通ネットワークの充実				
創設年度	H24	終期	R8年度までに効果検証のうえ継続の有無を検討		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	交通対策費	
歳出事業名	バス代替タクシー運賃補助金					
R7予算	275千円					
R7予算 積算根拠	対象経費（運行経費又はタクシー運賃から運行収入を差し引いた額）×10/10 ・米里線 275千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	1	86
				R5	1	146
				R4	1	8
				R3	1	89
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	県費, その他(地方債、諸収入等)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	タクシー事業者
交付要件	道路運送法第3条第1号の一般旅客自動車輸送事業を営業者
対象経費	タクシー運賃から路線バス運賃相当額及びその他補助金額に相当する額を差し引いた額
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	×
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				4
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6 路線バスの減便・廃止に伴う代替交通を維持するための補助であり、公共性が高いため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	該当区間の運行は通常特定の運行事業者が担うものであるため。
公平性	交通空白地において地域住民の交通手段を確保し、もって地域の福祉の向上に資しているため

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	業務改善計画書の提出、補助率や上限設定を設けるなど、適宜、補助の検討をする。
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	298	担当課	交通政策課	外線	0857-30-8326
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市生活バス路線運行費等補助金				
概要	市民の生活交通を維持確保するため、運行維持が困難となっているバス路線のバス運行事業者に対する補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2404）交通ネットワークの充実				
創設年度	H13	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	交通対策費	
歳出事業名	地方バス路線維持対策補助金					
R 7 予算	192,750千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 7 予算 積算根拠	・日ノ丸自動車（63系統）160,786千円 ・日本交通（25系統）31,964千円			R 6 (見込)	3	162,777
				R 5	3	58,377
				R 4	3	177,345
				R 3	3	151,956
補助率・補助額	要綱に掲げる算定方法による			上限額	設定なし	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	乗合バス事業者
交付要件	バス運行対策補助金要綱（平成13年国自旅第16号）第2条で定める乗合バス事業者
対象経費	要綱別表に掲げる経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				3
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6 市民の日常生活の維持および地域の福祉の向上に資するために、生活に必要不可欠なバスの運行を維持する必要がある。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	業務改善計画書の提出や補助率の見直し等を適宜検討していく。
審査／行財政改革課	適切
意見	-